



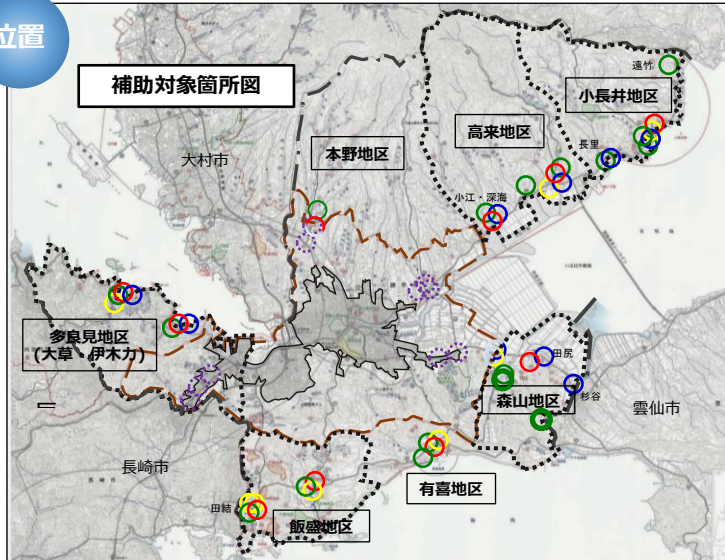
# 宅地開発等補助金制度を創設！

～宅地開発事業者又はその開発事業者に土地を提供した人に対し、補助金を交付します～

## 目的

都市計画区域外の支所・出張所地域において、宅地による土地利用転換を促進することにより、定住化や地域コミュニティの維持を図るとともにまちの賑わいを創出する。

## 位置



拠点箇所一覧 (46 箇所)

支所 (4箇所)	飯盛・森山・高来・小長井	小学校 (13箇所)	大草・伊木力・飯盛西・飯盛東 森山西・森山東・高来西・湯江 長里・小長井・遠竹・本野・有喜
出張所 (6箇所)	大草・伊木力・田結 小江・深海・本野・有喜	中学校 (6箇所)	琴海・飯盛・森山・高来 小長井・有喜
J R九州 (6箇所)	大草・東園・小江 湯江・長里・小長井	国・県道 交差点 (8箇所)	国道 207号 伊木力・高来・小長井 国道 251号 飯盛・田結(2)・有喜 国道 57号 森山
鳥原鉄道 (3箇所)	森山・釜ノ鼻 諫早東高校		

## 概要

### ☆ 補助の対象者

- ① 宅地開発事業を行う開発事業者
- ② その開発事業者への土地提供者

### ☆ 補助対象区域

都市計画区域外の支所・出張所、小・中学校、鉄道駅及び主要交差点（上記拠点箇所）を中心とするおおむね半径 500m の円の範囲（災害危険区域等を除く）

### ☆ 補助対象事業

2 区画以上の分譲宅地開発（敷地面積 180 m<sup>2</sup>以上）及び生活利便施設や長屋・共同住宅の建築を目的とした宅地開発事業

### ☆ 補助金の額

- ① 開発事業者（1 事業者最大 500 万円、小長井地域は補助単価 2 倍で最大 1,000 万円）

開発に伴い生じる公共施設のうち、管理者へ寄附することとなる施設の工事費用の一部を補助

補助単価：道路 1,900 円/m<sup>2</sup>、水路 13,100 円/m、公園 11,000 円/m<sup>2</sup>、水道配水管 18,500 円/m

- ② 土地提供者（1 人最大 100 万円）

開発事業者へ売却する土地の売買契約額の 5% を補助

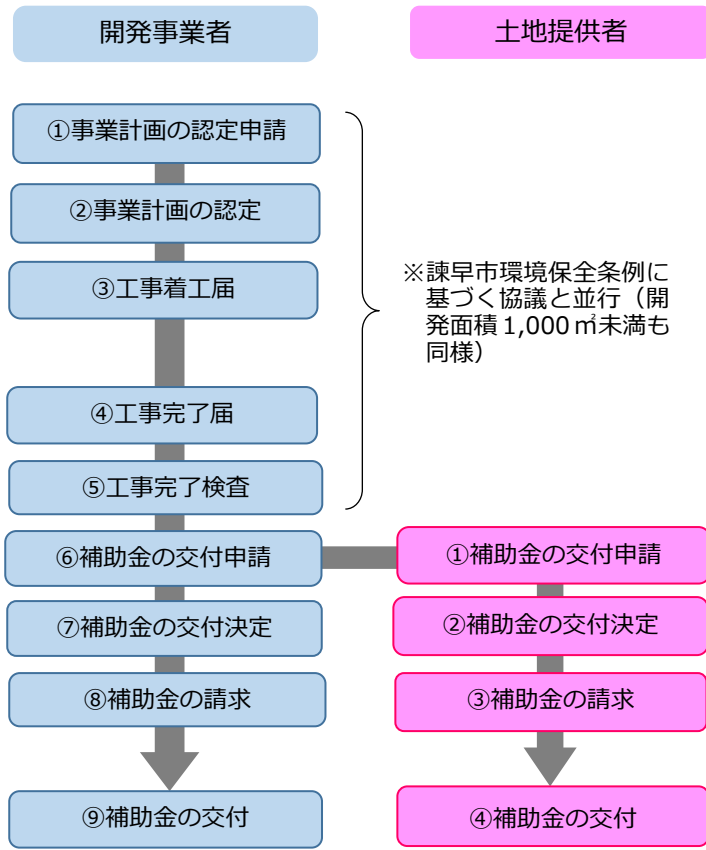
### ☆ 補助制度の期間

令和 4 年度～令和 6 年度（3 力年）

※ 令和 5 年度は上記朱書部分を見直しました。

## 手続

### 補助金交付のフロー



※ 諫早市環境保全条例に基づく協議と並行（開発面積 1,000 m<sup>2</sup>未満も同様）

## 定義

### ☆ 開発事業者とは…

- ① 補助対象区域において補助対象事業を行い、それにより整備される公共施設（道路・水路など）を管理者へ寄附する者で、市税等の滞納がない者
- ※ 宅地分譲を行う場合は、宅地建物取引業者に限る

### ☆ 土地提供者とは…

- ① 上記開発事業者を直接の譲渡人として、宅地開発事業に係る土地（相続以外は 5 年超保有）を令和 4 年 4 月 1 日以後に譲渡した者で、市税等の滞納がない者

### ☆ 生活利便施設とは…

- ① 飲食店、物品販売店舗、理髪店、クリーニング取次店、学習塾、銀行の支店、保険代理店、荷貨物集配所、病院、診療所、保育所、認定こども園、幼稚園、老人福祉施設など、周辺地域に居住している者の日常生活に必要な施設

### 【お問合せ先】

制度の詳細内容は下記担当課へお尋ねください。

### 諫早市役所 建設部 開発支援課

〒854-8601 諫早市東小路町 7 番 1 号

☎ 0957-22-2637 (直通)

E-mail kaihatu@city.isahaya.nagasaki.jp